

ひ、假初にも傳次郎がふしたる枕の上を、過る事なかりしとなん、安永三年三月、領主より夫婦の者を賞して、物多くとらせけり、

〔孝義録四十讀岐〕孝行者政右衛門

政右衛門は香川郡西庄村にて、高わづかに三升六合と、林一畝十五歩をもてる百姓なり、母ははやくうせぬ、父甚平後の妻をむかへしが、女子一人をうめり、繼母の心かたましく、政右衛門を仇の如くにくみしかば、終に父の心をもうしなひ、家をもをひ出されしを、いさ、かも恨とせず、さまざまにわび聞えしが、父母ともに聞かれねば、せんかたなく、出行、小家をつくりて妻をもち、子もありしが、折々父のもとに、時々物ををくりなどして、その怒りをなだめけれど、かつてゆるす事なし、其後、父物ぐるはしくなり、眼をさへ病てなやみし時、繼母政右衛門をよびて、甚平は汝が父の事なれば、朝夕の食を贈るべしといふに、政右衛門よろこびて、毎日に食ををくりて、その時をたがへず、繼母また晝飯をも贈るべしといひしに、いよく、よろこび、數年の間日に三度の食を贈りしとぞ、かくて甚平が家を賣しろなして、政右衛門がすめるうしろの方に、小さき家つくりてうづりしに、孝養怠る事なかりけれど、繼母はなをいかりの、しり、政右衛門が家に童部の多くて、かしがましければ、とく出ゆけといふに、いさ、かも恨る事なく、妻子を携へ家を出しに、村の中のもの憐みて、竹木をあたへければ、新に家をたてんとせしを、繼母のき、て、我家古くなりたれば、その竹木を以て建かへんといふに、いなみもせず、その心にまかせしを、かの竹木あたへしもの、聞つたへて、政右衛門にこそあたへしが、なさけなき母の家を修理せんために、はあらずといふを、政右衛門はせめぐりて、さまざまになだめ、母の家だにづくりかへなば、我望たりぬといふに、いよく、其志を感じ、つるにまかせりとぞ、政右衛門が妻もよく舅姑につかへてつ、しみふかく、日夜に家事をいとなみて、すぐれたるものなりけり、天明五年十月、領主より